

国立市教育情報セキュリティポリシー策定支援事業仕様書

本仕様書は、国立市教育委員会（以下「教育委員会」という）が教育情報セキュリティポリシー策定支援事業を円滑に運営するために必要な事項を定めるものとする。

1 件名

国立市教育情報セキュリティポリシー策定支援事業

2 事業の背景・目的

教育委員会では、小・中学校において学校 ICT 機器や学習支援システム等を導入する際、国立市の情報セキュリティポリシーを準用し、その安全管理・運用方法を確認してきた。しかし、1 人 1 台端末の利活用促進や校務 D X の実現にあたってはクラウド型のシステムの導入が必要不可欠であり、行政において想定される ICT 機器の利用環境と学校における ICT 機器の利用環境が大きく異なることから、文部科学省の示すとおり、教育委員会としてのセキュリティポリシーを策定し、それをもとに安全管理等を行っていくものである。

3 履行期間

契約確定日の翌日から令和 9 年 3 月 2 5 日まで

4 実施内容

令和 7 年 3 月に文部科学省から示された「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び令和 8 年 3 月に東京都から示された「区市町村教育委員会セキュリティ対策基準ひな形」を参考に、教育委員会及び市内小・中学校の実態を踏まえ、国立市教育情報セキュリティポリシー及びその関係規定・様式類の策定支援をすること。策定内容は以下（１）～（３）のとおり。

（１） 国立市教育情報セキュリティポリシー策定案の作成

文部科学省の最新ガイドライン及び東京都から示されたひな形に基づき教育委員会と協議を行い、受託事業者が提示する案について教育委員会の合意を得た上で、策定作業を進めるものとする。

（２） 国立市教育情報セキュリティ共通実施手順案の作成

共通実施手順の策定に際しては、教職員の視覚的な理解を深めるため、適宜イラスト、写真、図表等を用いるものとする。また、情報セキュリティ対策基準の各項目に基づき、具体的かつ実効性のある手順を定義すること。

特に、事故対応手順（教育委員会 CSIRT 用）、システム管理者向け手順および

教職員用端末に関する手順の策定においては、東京都校務 DX の動向を十分に踏まえ、整合性の取れた運用ルールを構築すること。

(3) 各種様式案の作成

共通実施手順に付随する各種様式を作成すること。特に情報資産台帳については、学校現場における作成負担の軽減を図るため、具体的な記入例を必ず含めるものとする。

5 成果物

本業務における成果物は以下のとおりとし、履行期間内に提出すること。

- ・ 国立市教育情報セキュリティポリシー策定案
- ・ 国立市教育情報セキュリティ共通実施手順改訂案
- ・ 共通実施手順に付随する各種様式案
- ・ 業務完了報告書

6 支払方法

業務完了後の検収ののち、国立市は請求書の受領後 30 日以内に委託料を支払うものとする。

7 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、契約締結後、国立市と協議の上で決定すること。